

岩手県企業局管理規程第6号

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県企業局長 千葉 勇 人

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の勤務時間に関する規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(常勤の職員の勤務時間)</p> <p>第2条 常勤の職員（第4項、第7項及び第9項の規定の適用を受ける職員を除く。）の勤務時間は、午前8時30分から午後5時30分までとし、日曜日及び土曜日は、週休日（勤務を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 本庁の室又は課に勤務する常勤の職員は、所属長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 午前8時30分から午後5時30分まで</p> <p>(2) 午前9時から午後6時まで</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 3交替制の勤務に当たる常勤の職員の勤務時間は、4週間を通じて1週間当たり40時間とし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとし、第1号に規定する勤務時間中に1時間の休憩時間を、第2号に規定する勤務時間中に15分ずつ2回の休憩時間を、第3号に規定する勤務時間中に1時間の休憩時間及び15分ずつ2回の休憩時間を置き、4週間につき7日以上を設ける。</p> <p>(1) 午前8時30分から午後5時30分まで</p> <p>(2) 午後4時15分から午後10時15分まで</p> <p>(3) 午後10時から翌日の午前9時まで</p> <p>8 [略]</p> <p>9 施設総合管理所及び県南施設管理所に勤務する常勤の職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）の勤務時間は、4週間を通じて1週間当たり40時間とし、1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時30分までとし、4週間につき8日の週休日を設ける。</p> <p>10～12 [略]</p> <p>13 常勤の職員に第1項、第5項、第7項及び第9項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、別に定めるところにより、当該各項の規定により勤</p>	<p>(常勤の職員の勤務時間)</p> <p>第2条 常勤の職員（第4項、第7項及び第9項の規定の適用を受ける職員を除く。）の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、日曜日及び土曜日は、週休日（勤務を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 本庁の室又は課に勤務する常勤の職員は、所属長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(2) 午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 3交替制の勤務に当たる常勤の職員の勤務時間は、4週間を通じて1週間当たり38時間45分とし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとし、第1号及び第3号に規定する勤務時間中に1時間の休憩時間を置き、4週間につき7日以上を設ける。</p> <p>(1) 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(2) 午後4時30分から午後10時15分まで</p> <p>(3) 午後10時から翌日の午前8時45分まで</p> <p>8 [略]</p> <p>9 施設総合管理所及び県南施設管理所に勤務する常勤の職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）の勤務時間は、4週間を通じて1週間当たり38時間45分とし、1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、4週間につき8日の週休日を設ける。</p> <p>10～12 [略]</p> <p>13 常勤の職員に第1項、第5項、第7項及び第9項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、別に定めるところにより、当該各項の規定により勤</p>

務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち別に定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間（以下「半日勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定）

第2条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき8時間の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき8時間の範囲内で所属長が定めるものとする。

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上8時間以内である場合にあつては、所属長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。

3 [略]

（夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り）

第2条の4 夜間における業務による心身の負担が大きいと認められる職員（第2条第7項の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。以下この条において同じ。）から申出があつた場合において業務の状況を考慮して所属長が必要と認めるとき又は職員を夜間における業務に従事させるために所属長が必要と認める場合において当該職員の同意を得たときの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、勤務1日につき休憩時間を除き8時間とする。

2～4 [略]

務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち別に定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定）

第2条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上7時間45分以内である場合にあつては、所属長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。

3 [略]

（夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り）

第2条の4 夜間における業務による心身の負担が大きいと認められる職員（第2条第7項の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。以下この条において同じ。）から申出があつた場合において業務の状況を考慮して所属長が必要と認めるとき又は職員を夜間における業務に従事させるために所属長が必要と認める場合において当該職員の同意を得たときの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分とする。

2～4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。